平成２１年（フ）第４８８号
静岡市清水区岡町10番41号
債務者　長澤　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０２号
静岡県焼津市石津2259番地の173
債務者　山田　代作
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１６号
静岡県榛原郡吉田町住吉3464番地第１
債務者　中山きみ衣
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２４号
静岡市駿河区大谷2545番地の１
債務者　杉山　朋子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５３９号
静岡市葵区南沼上１丁目８番７―３号
債務者　山西　織香
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４０号
静岡市葵区南沼上１丁目８番７―３号
債務者　山西　裕人
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６１号
静岡市駿河区小鹿1553番地の２　南條アパートＢ棟12号、旧住所静岡県藤枝市駅前１丁目８番15―604号　メゾン・グランツ藤枝
債務者　大長　　勤
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６８号
静岡県焼津市下小田１番地の５小長谷佳生方
債務者　大池満代子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７４号
静岡県焼津市上小杉1386番地　コンシェール上小杉101号室、旧住所静岡県焼津市藤守2248番地の１
債務者　土本　貴弘
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７７号
静岡市清水区清水町10番４号
債務者　仲西　順一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８０号
静岡市葵区六番町７番地の１
債務者　中村千恵美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９２号
静岡市駿河区栗原25番10号　ルナーハイツＢ号
債務者　中葉加代子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０１号
静岡市清水区千歳町５番１号　新清水ハイツ407
債務者　菊地　那菜
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１５号
静岡市清水区長崎164番地　ハイツ吉田Ｂ棟101号
債務者　遠藤　　滋
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２１号
静岡市葵区桜町２丁目８番１―903号
債務者　曽根　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部